

有限会社ポラリス
高齢者虐待防止のための指針

1. 施設・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」）に定める虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等について、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、この指針を定めるものとします。虐待防止の責任主体を明確にするため、各施設及び事業所内に虐待防止責任者を配置するものとし、虐待防止責任者は施設長及び管理者とします。

2. 高齢者虐待防止委員会に関する事項

- ①虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する高齢者虐待防止委員会を設置します。
- ②高齢者虐待防止委員会の構成員は次のとおりとします。
施設長・グループホーム管理者・訪問介護事業所管理者・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所管理者・居宅介護支援事業所管理者・通所介護事業所管理者・事業運営本部長・総務部長
- ③上記構成員による委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- ①虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。
- ②虐待の防止のための職員研修は年2回以上実施するとともに、新規採用時には必ず実施するものとします。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ①利用者の安全確保を最優先した対応を実施のうえ、職員は施設長・管理者またはこれに準じる者に直ちに報告します。施設長・管理者は速やかに市町村に通報します。
- ②施設長・管理者は、事実関係を調査のうえ市町村の指示に基づき対応するとともに、利用者、身元引受人等に調査の結果を報告します。
- ③安心な生活を取り戻すために必要な取り組みを行うとともに、再発防止策を講じます。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ①利用者またはその家族等の相談窓口は、施設長・管理者とします。
- ②職員等の相談窓口は、施設長・管理者とします。
- ③施設長・管理者は、虐待等が発生した場合は、遅滞なく高齢者虐待防止委員会に報告し

ます。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者や家族等へ説明を行うとともに、その求めに応じて、諫早市役所及び諫早市社会福祉協議会等の窓口を適宜紹介します。また、養護者による虐待が疑われる場合等においては、委員会が直接諫早市役所等に連絡し、対応について相談します。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情については、苦情相談窓口においても受け付けます。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に係る内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、委員会に報告します。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は利用者、家族（身元引受人）、後見人等の関係者及び当法人職員、ならびにその他の関係者が閲覧できるよう施設・事業所内に掲示するとともに、当法人ウェブサイトにも掲載します。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- ①この指針に定めのない事項は、「高齢者虐待防止マニュアル」の定めるところに基づき、日常業務における虐待等の防止に努めます。
- ②研修動画の視聴や外部研修の機会等を設け他施設・事業所の取り組みについて学び、権利擁護に係る研鑽を常に図ります。
- ③この指針を改定するときは、高齢者虐待防止委員会の承認を得るものとします。

附 則 この指針は、2024年6月21日から適用